

# 泉北生の心得

## —生活規定—

### 1 通学及び登下校

- (1) 通学の際は(休日登校を含む)必ず制服を着用しなければならない。
- (2) 自己が運転すると否とに拘らず、単車・自家用自動車等を利用しての通学を禁止する。ただし、やむをえない事情のある場合は担任に申し出ること。
- (3) 生徒は登校時刻にホームルームにおいて出欠の点呼をうけなければならない。
- (4) 登校時刻と終業時刻にホームルームにおいてそれぞれ朝礼と終礼を行う。

まを答え速やかに担任または生徒指導部に連絡すること。

- (註) 2-(11)…校内で行うことのできる競技  
a.授業・クラブ活動及び部活動として行っている競技で先生の監督がなくても危険性のない競技  
b.その他、他人に特に迷惑をかけたり、危険性のある競技以外のもの

## —生徒心得—

### 2 校内生活

- (1) 暴力行為・飲酒・喫煙・窃盗及びその他、他人に迷惑を及ぼす行為は厳禁する。
  - (2) 授業は、制服で受けること。
  - (3) 校舎内では必ず上履きを使用すること。また上履きのまま運動場等へ出てはならない。
  - (4) 校舎内外での火気の使用は、監督の先生付き添いの他は禁止する。
  - (5) 掲示物は教室や校舎の壁、柱に貼ってはならない。
  - (6) 学習、クラブ活動及び部活動に関係のないものは持参してはならない。
  - (7) 校内における生徒相互間の物品等の販売は特に定める以外これを禁止する。
  - (8) みだりに金品の貸借をしてはならない。
  - (9) 校舎、校具等の公共物を使用しようとする時は、あらかじめ管理責任の先生の許可を得て使用し、使用後は整理整頓してその旨を届け出ること。
  - (10) 校舎、校具その他公共物を大切にし破損はもとより、落書きなど汚損しないこと。
  - (11) 学校内では許可された競技の他はしてはならない。(註 参照)
  - (12) 自習のときは、学級代表は速やかに当該教科の先生(当該教科の先生不在のときは教務係の先生、または教頭先生)に連絡してその指示を受けること。自習時間は原則として教室で静粛に行うこと。
  - (13) 校内放送をする場合は、内容を一定様式に記入し関係先生の許可を得て行うこと。
- ### 3 校外生活
- (1) 高校生として好ましくない場所に出入りしてはならない。
  - (2) 単車による暴走など危険を伴い他人に迷惑を及ぼす行為は絶対にしないこと。
  - (3) 校外補導員の補導を受けた時は、ありのま

### 1 通学及び登下校

- (1) 登下校の途中では車中、道路上を問わず交通規則及び公衆道徳を守ること。
- (2) 帰宅が遅れる場合はあらかじめ家庭に連絡しておくこと。

### 2 校内生活

- (1) 生徒と職員とは常に親愛の情をもって接し明るい挨拶をかわそう。
- (2) 学校来訪者に対しては礼儀正しく親切に対応しよう。
- (3) 授業の開始、終了の際は全員起立して挨拶をかわすこと。
- (4) 自教室には、常に座席表を備え、無断で席を替わったり、机を接してはならない。
- (5) 特別教室への移動は、休憩時間中にすませておくこと。
- (6) 所持品及び着用品には必ず学年、組、氏名を明記すること。
- (7) 教室及び更衣室には貴重品(定期券、現金、時計など)は絶対に放置しないこと。
- (8) 個人ロッカーは常に清潔に保ち、施錠は確実にしておくこと。
- (9) 校内は常に清潔に保ち自分が出したゴミは、自分で始末すること。
- (10) 教室、廊下、階段等における遊技、疾走その他、他人に迷惑をかけたり、危険を伴うような行動はしてはならない。
- (11) 自転車は所定の場所に整然と置くこと。

### ※ SNS 関連について

- ・ 他人に対し誹謗中傷するような内容を書き込まないこと。
- ・ 安易に本人の了解なく写真など個人情報に記載しないこと。

### 3 校外生活

- ( 1 ) 外出に当たっては常に生徒証明書を携行すること。
- ( 2 ) 交友については次の事柄に留意すること。
  - ア. 互いに人格を尊重しそれぞれの特性の理解に努め知性ある交際を心掛ける。
  - イ. 他校生徒の交際は学校間の事情を考慮し特に刺激的な言動、暴力の行使は厳に戒めること。
- ( 3 ) 自己の言動について他人（一般社会人も含む）から注意を受けた時は、素直に反省し、非があれば直ちに改めること。
- ( 4 ) 夜間の外出は、やむを得ない場合にとどめ必ず行先と帰宅時間を家人に連絡しておくこと。
- ( 5 ) 校外において事故が生じた時は、電話等により速やかに学校に連絡すること。

#### —服装規定—

通学の際（休日登校も含む）は次の制服規定による。

- 1 通学靴・通学鞆は活動に適し、実用的なものとする。
- 2 制服  
制服を变形してはならない。  
制服には必ず記名する。  
夏服・冬服の着用期間は定めていない。各自の体調等に合わせて、学校指定制服の範囲内で着用すること。ただし、11月～4月の期間はネクタイ・リボンを必ず着用すること。
- 3 防寒着やレインコートは、各自の判断で、制服の上に着用してもよいものとする。ただし、登下校時に限る。
- 4 舎内上履きは学校規定（学年別）のものを使用すること。
- 5 体育館シューズの使用は、体育館フロア、剣道場に限る。
- 6 頭髪の染色、脱色はしないこと。また、パーマもかけないこと。
- 7 アクセサリー（指環、ピアス等）は禁止する。

学校指定制服	式典時（冬） 着用目安	式典時（夏） 着用目安
男子上衣	○	
冬スラックス	○	
長袖シャツ （白・ネイビー・ピンク）	○	
ネクタイ	○	△
半袖シャツ （白・ネイビー・ピンク）		○
夏スラックス		○
女子上衣 （または女子スラックス）	○	
冬スカート （または女子スラックス）	○	
長袖ブラウス （白・ネイビー・ピンク）	○	
リボン	○	△
ネクタイ		
半袖ブラウス （白・ネイビー・ピンク）		○
夏スカート		○
セーター（ネイビー）	△	
セーター（グレー）	△	
ベスト（グレー）	△	△
ベスト（オフホワイト）	△	△